

2018年5月30日

「健診事後措置パッケージ」の提供開始

企業の心身両面の産業保健体制構築を支援

SOMPOリスクアマネジメント株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：布施 康、以下「SOMPOリスクア」）は、6月1日から、企業の心身両面の産業保健^{(*)1}体制構築を支援する「健診事後措置パッケージ」（以下「本パッケージ」）の提供を開始します。

*1 健康で安心して働ける職場づくりのこと。

1. 背景

企業は、労働安全衛生法により、従業員人数に関係なく全ての従業員に、健康診断を実施しその結果に基づき「健診事後措置」をすること、すなわち健康診断の結果について医師などから意見を聴取して勘案し必要に応じて労働時間の短縮等の健康診断実施後の措置を講じることが義務付けられているとともに、保健指導^{(*)2}を行う体制を整えることが努力義務として求められています^{(*)3}。

一方で、全体の企業規模にかかわらず、産業医^{(*)4}の選任が義務付けられていない従業員50人未満の事業場では、健診事後措置が適切に行われていないケースがあり、同措置は業務起因の労働災害防止の観点からも支援ニーズが高まっています。

健康診断を受診した日本国内における企業の従業員の有所見率は約半数^{(*)5}を超えており、雇用延長などによる高齢従業員の健康管理、がん等を治療しながら働く従業員を支える両立支援の観点からも、「健診事後措置」は今後ますます重要になることが想定され、多くの企業で推進されている健康経営においても重要な施策の1つとなっています。

こうした背景を踏まえ、SOMPOリスクアは、メンタルヘルス領域での産業保健体制構築支援や特定保健指導^{(*)6}のこれまでの支援実績を通じて培ってきた経験・ノウハウを活用し、本パッケージの提供を開始することとしました。

*2 対象者が生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を導き出せるように支援すること。

*3 労働安全衛生法第66条1項～7項

*4 労働安全衛生法施行令第5条により、従業員50人以上の事業場で選任が義務付けられています。

*5 厚生労働省 2016年「定期健康診断結果調」

*6 特定健診（40歳から74歳までの方を対象にしたメタボリックシンドロームに着目した健診）の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをするもの。

2. 本パッケージの概要

SOMPOリスクアの専門コンサルタントと専門家（産業医、保健師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、管理栄養士）からなるチームが、企業で行う健康診断の後に、健康診断結果による就業判定から、保健指導、その後のフォローアップも含めた産業保健体制構築まで総合的に支援します。

(1) 内容（主なメニュー）（詳細は＜別紙＞をご参照ください。）

- ①健康診断の就業判定サポート
- ②産業保健体制の構築支援（経過観察・就業制限対象者のフォローアップ含む）
- ③保健指導

(2) 特長

SOMPORISケアの専門コンサルタントと専門家からなるチームが、メンタルヘルス領域での産業保健体制構築支援と特定保健指導の実績を通じて培った経験・ノウハウを活用し、心身両面の産業保健体制構築を支援します。

3. 今後の展開

SOMPORISケアは、本パッケージを通じて企業における心身両面の産業保健体制の強化を支援し、従業員の皆さまが、安心・安全にまた生き生きと働き続けることに貢献してまいります。

SOMPORISケアマネジメントについて

SOMPORISケアマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を中核とするSOMPORホールディングスのグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「ヘルスケア事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、健康経営推進支援、特定保健指導・健康相談、メンタルヘルス対策、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

サービス内容に関するお問い合わせ先

SOMPORISケアマネジメント株式会社 ヘルスケア事業本部
企画開発部 [担当：田上]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-6630-4120

報道機関の方からのお問い合わせ先

SOMPORISケアマネジメント株式会社
経営企画部 [担当：田所]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-3349-5468（直通）

以上

<別紙>本パッケージの詳細

主なメニュー	概要
①健康診断の就業判定サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・判定基準のコンサルティング ・健診データ分析・データ納品 ・判定保留者の状況確認 ・医師による就業判定・意見書作成
②産業保健体制の構築支援（経過観察・就業制限対象者のフォローアップ含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職（保健師・看護師）による経過観察・就業制限対象者等へのフォローアップ ・専門職（保健師・看護師・臨床心理士、精神保健福祉士）による心身両面からみた従業員のヘルスリテラシー向上研修の実施 ・専門職（保健師・看護師・臨床心理士、精神保健福祉士）による心身両面からの産業保健体制構築全般のアドバイス、サポート
③保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職（管理栄養士・保健師・看護師）による面談 ・専門職（管理栄養士・保健師・看護師）による電話フォロー